

新潟家庭裁判所委員会(第16回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成23年6月15日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

なし

第2 議事

1 委員長の選任

委員の互選により、満場一致で高野芳久新潟家庭裁判所長を委員長に選任した。

(委員長)

委員長代理として三上乃理子委員を指名

2 より良い家事調停の実現のために～国民の期待に叶う調停とは～(「家事調停の運営の在り方」等)について(意見交換)

(委員長)

今回の話題事項である各論テーマ「DV事件の対応の在り方」等について取り上げる前に、関連する各論テーマとして「開かれた家裁、利用しやすい家裁としての広報活動について」と新潟家裁管内の支部・出張所を含

めた調停事件の取扱いや処理状況について、裁判所出席者から説明してもらい、その後に家事調停の運用や広報活動に関して、御意見等を伺いたいと思います。

(裁判所出席者)

支部・出張所における家事調停事件数の動向ですが、新潟家庭裁判所管内全体の事件数は、平成21年度は2037件、うち一般調停事件1141件、乙類調停事件896件、また、十日町出張所は47件です。平成22年度は2036件、うち一般調停事件1135件、乙類調停事件901件、また、十日町出張所は56件です。過去2年間における家事調停事件全体としてはほぼ増減はありませんが、本庁、新発田支部、十日町出張所では若干増加しています。乙類調停事件は、本庁、三条支部、新発田支部及び十日町出張所でやや増加しています。

出張所に関しては、新潟家裁管内では五つの出張所があり、村上、柏崎、南魚沼、十日町、糸魚川の各出張所が簡易裁判所とともに設置されています。十日町出張所では、第2、第4火曜日に、長岡支部の裁判官が填補し審判及び調停事件を処理し、それ以外の出張所では、審判及び調停事件の手續案内及び申立ての受付を行っています。家事調停事件の申立ては、各出張所とも、月2件ないし5件程度であり、その都度、最寄りの支部に申立書等を送付し、各支部で処理しています。

(裁判所出席者)

裁判所の行う広報行事として、憲法週間行事、法の日週間行事があり、毎年5月と11月頃に見学ツアーや模擬審判等を催しています。毎回30人から40人の参加があり、催しには必ず庁舎見学が組み込まれ、調停室等も見学コースになっています。憲法週間行事、法の日週間行事とも学生、一般社会人等各世代まんべんなく参加しています。

裁判所のウェブサイトでは家事事件や少年事件についての説明、申立書のひな形等が掲載されています。また、新潟家裁のサイトでは、見学の申込み方法等も掲載しています。

見学については、大学から中学校等の教育機関を始め、各地域の団体(保護司会、更生保護女性会等)、公共機関(警察、県職員等)からたくさん

の申込み(年間約200人程度)があり、できる限りニーズに応じた講義、例えば調停事件、あるいは成年後見制度等の家事事件のほか、少年事件についての説明や庁舎見学等を実施しています。見学、説明に当たっては、事務局だけではなく、事件を担当している家裁調査官や書記官の協力を得て、より分かりやすい説明をするよう企画しております。

講師等の派遣も積極的に行っており、各種シンポジウム、地域の研修会等には、求めに応じて講師として裁判官や職員を派遣しています。昨年の実績としては、15件の派遣依頼に対し18人の講師を派遣しました。主なテーマとしては、成年後見制度、家事審判制度等ですが、保護司会の求めに応じて、面接技法の講師として家裁調査官を派遣したこともあります。また、県教育長からは学校と家裁との連携という観点から講師派遣依頼があり、それに応じ講師を派遣したり、他にも自治体の様々な委員会にオブザーバとして参加したりしています。

本庁だけでなく、全支部・出張所には申立てに関するリーフレット類を整備しているほか、手続案内用DVDが視聴可能な設備を整えています。この手続案内用DVDについては貸出しにも応じております。

また、最高裁判所が毎月広報テーマを定め、その広報テーマについて毎月各自治体の広報誌に掲載を依頼し、御協力をいただいているところです。

(委員長)

ただいまの新潟家裁管内の家事調停事件の取扱い及び処理状況と家事調停を含めた裁判所の広報活動に関する説明で、何か疑問点や質問、意見等があれば発言をお願いします。

(法曹委員L)

以前の家裁支部が出張所になったという経緯があり、出張所は本質的には調停をすることはできると思うのですが、人的な面や施設の面でできないという実態だと思います。先程のデータで分かるように十日町出張所は受付と調停をやっているのですが、他の出張所と比べ、かなり相談を含めて取扱件数が多いという実態があると思います。出張所をどう活用するかは、今後、広報を含めて必要と思うのですが、その点について、裁判所はあまり考えていないのではないのでしょうか。実際に、十日町出張所以外

の出張所がどういうことをやっているのか知らない弁護士も多いし、出張所を活用するのが地域の人のためにもなると思います。支部が廃止されて随分経ったし、例えば、村上でも家裁の問題について相談に応じられるという広報が必要ではないかと思います。

(学識経験者委員D)

子育て支援センター委員という立場で言わせてもらえば、いろいろなところで母親達は勉強したいと思っています。例えば、神戸の地震があったときに、こちらが要望したわけでもないのに、消防署から「地震が起きたときに、まず子ども達を守るにはどうしたらよいか」という話をさせてほしいという申出があり、来てもらったことがありましたが、大変勉強になりました。子育て支援センターの中にも家裁の手続が必要な人もいますので、こういうところに家裁の職員が出向いてくれて、「相談をするところがあります。」と教えてくれたら、あまりに問題が熟してしまう前に良い方向で相談できることになり、ありがたいと思いました。「開かれた家裁」という表現を聞いたときに、まずそれが浮かびました。

(学識経験者委員G)

広報に関しては、調停協会においては、毎年1回調停相談会を開催しており、昨年度は新津で行いました。その広報手段としては、回覧板や公民館等人が集まる場所へのポスター掲示依頼でした。相談申込み件数は53件で、内容としては、夫婦関係の問題、遺産分割の問題、扶養の問題等様々で、深く問題に立ち入ることはできないので、まず家裁の受付に行ってください、と言います。そこで私たちが感じることは、多くの相談者の方が、「裁判所は費用が多くかかるのではないか」、「弁護士を付けないといけないのではないか」等と誤解をしているということです。

(学識経験者委員J)

出張所における相談というのは手続案内のことでしょうか。

(委員長)

そうです。

(裁判所出席者)

十日町以外の出張所では、十日町と異なり事件処理自体はしていません

が、家事事件の手続案内は行っています。また、そこでは、家裁出張所としてではなく、簡易裁判所として、簡裁の民事事件を処理していますが、手続案内としては、民事事件に関するものより家事事件に関するものの方が多少多いと聞いています。

(委員長)

調停の申立て自体は、十日町以外の出張所でも受け付けますが、十日町以外の出張所では受け付け後、申立書等を最寄りの支部に送るとのことですね。

(法曹委員L)

結局、調停のためには支部に行かなければならないということで、距離的な問題もあり、結果として申立てを躊躇する人も出ると思いますが、そのような件数は出るのですか。

(裁判所出席者)

そのような件数は出ません。

(学識経験者委員H)

大学では、出前講義や市民講座の要請が来て、その内容が相続や離婚等に関するものであれば家裁を紹介しており、それが家裁についての広報活動にもなっていると私としては思っているのですが、それではまとまった動きになっていないような気がしますので、各機関の連携をどうしたら良いのかと感じていました。また、広報活動については、与える側の視点というよりも、受け取る側の視点での広報が必要ではないかと思います。

(学識経験者委員C)

配布された2種類のパンフレットを見ましたが、もう少し親しみのある内容に工夫できないものかと感じました。確かにこれらのパンフレットを見ると、一つ一つの事項については説明がなされていますが、一番家裁を利用したい人が二の足を踏まず、足を運ぶためには何が必要かと考えると、私の立場で言えば、「こんなことを相談したらおかしいと思われないうか」というのが一番になります。まず家裁ではこのような相談や取扱いが多いというのを載せて、安心して家裁に来てもらうようにすべきではないかと思います。一つ一つの字句説明というよりも、まず、家裁ではこう

いうことで力になれますよ、そのためにはこういう物が必要ですよといった一問一答形式等、もう少し砕けた内容のパンフレットを作成するのも「開かれた家庭裁判所」には必要ではないでしょうか。

(学識経験者委員 G)

実際に家事調停をしていると、裁判所ということで萎縮して入ってくる人が多いので、家庭裁判所というのは裁判所という名前は付いているけれども、一般的な家庭内の問題を調停委員がお手伝いをして話し合いで解決する場であることを伝えると、少しずつ和んでいくのです。やはり、裁判所という名前で近付きにくいところ、来たくないところ、というイメージを持たれるので、そのへんのイメージ改革ができないか、それを広報でできないかと考えています。

(学識経験者委員 B)

市町村には様々な相談窓口があり、そこでは家裁に関する相談もあるので、その窓口担当者にターゲットを絞って、家裁の職員が講師等になった研修や講習会、調停制度の説明会等をしてもらうのも広報の一つかな、と思いました。

(学識経験者委員 F)

昨年の家裁委員会の議題で、少年事件についての関係機関との連携がありました。同じように関係機関と連携して親身になって対応してあげれば、非常に相談しやすくなるのではないかと思います。

(学識経験者委員 I)

他の委員から費用の関係の話が出ましたが、確かに一般の人の心配事としては費用の問題があるのではないかと思います。冊子の中には1件800円、1200円と記載してありますが、むしろ最初に、「費用はかかりません」とか、「ご相談は無料です」ということを前面に出す方が一般の方には安心感が出ると思います。ただ、一般の人の理解が進んで、事件数が増えていけば、職員の負担が大きくなると思うので、効率的な広報の方法を今のうちから考えておかないといけないと思います。

(法曹委員 L)

費用の問題で言うと、申立手続費用だけでなく、法テラスを中心として、

弁護士を付けた場合の費用の免除制度というものがあることの広報も必要だと考えています。最近では扶助を使った調停の申立ても増えていると思います。そのような制度を活用すれば、裁判所も、もっと身近なものになっていくと思います。また、広報の問題で言うと、費用の問題だけでなく、当事者同士が話し合いで離婚するのと、家裁の調停で離婚するのとでは、どういう点で家裁の調停に利点があるのか、ということが意外と知られていないので、その辺をきちんと広報していかないと、裁判所の利用が敬遠されていくと思います。

(委員長)

貴重な意見をありがとうございました。続きまして、「DV事件への対応の在り方」について委員の意見を伺いたいと思います。このテーマについても、まず家裁におけるDV事件とは何か、この種の調停事件が係属した場合、現在、家裁ではどのような点に配慮しているのか等について、裁判所出席者から説明してもらいます。

(裁判所出席者)

いわゆるDV事件とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づいて、一定期間の接近禁止や自宅からの退去命令を求める保護命令事件で、これは地方裁判所民事部が担当裁判所になります。一方、家庭裁判所では、保護命令事件の有無を問わず、家庭内で暴力が背景問題となっている調停をDV事案と言ったりするので、守備範囲はやや広がります。具体的な事件としては、被害配偶者から加害配偶者に離婚を求める夫婦関係調整調停や、逆に稀にですが、加害配偶者から円満調整を求める調停のほか、加害配偶者と被害配偶者との間の子どもを巡る子の引き渡しや面会交流等の調停を取り扱うこともあります。

このような調停の申立てがあると、調停手続は、双方対等の立場で運営するのですが、調停を始めるにあたり、あまりにも温度差があると円滑な調停の運営ができないこともあるので、家庭裁判所として配慮していることがいくつかあります。まず、被害配偶者の立場で言うと、被害配偶者の多くは、加害配偶者からの暴力に対する恐怖心から、現在の居場所を知られないようにしてもらいたい、家庭裁判所の建物の中だけでなく、家庭裁

判所の行き帰りにおいても、加害配偶者と接触しないように配慮してもらいたい等の要望を出してきます。その場合、申立書だけでは要望事項の事情が分からない場合には、問い合わせて調停時の配慮事項等を決めますが、具体的には、出頭時間をずらして期日を指定する、調停室を別々にしてそれぞれ別の階にする、待機時間中も接触がないように待機場所を特別に設定する、といった配慮を行うほか、建物内で暴力問題が起きる可能性が高い場合には事件部と事務局が一体となって警備態勢を敷くという例もあります。

また、被害配偶者の中には、暴力によってPTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状が現れたり、心的混乱あるいは非常に神経質になっている人もいますので、調停を進行する上で、調停中の発言が二次被害を与えることがないように、被害配偶者の心情面にも配慮しております。更に、夫婦間では暴力があっても、子どもとの交流や関係を維持したいとする加害配偶者からの調停の申立てには、夫婦双方のみならず、子どもの心情等にも配慮しながら、親子交流の在り方等を慎重に検討しています。こうしたDV関連の調停では、暴力等の防止、当事者の心情把握や適切な配慮、子どもの心情や状況を把握する等の必要から、人間関係諸科学の知見を有する家庭裁判所調査官を手続に関与させる事例が多くなります。

（学識経験者委員H）

調停においてDVの占める割合はどれくらいですか。

（裁判所出席者）

平成21年度の婚姻中の夫婦間の事件の既済件数が935件で、そのうち申立ての動機が暴力であったものが262件、平成22年度は既済件数924件のうち申立ての動機が暴力であったものが246件ありました。ただし、この動機は複数回答になっています。

（学識経験者委員J）

背景にDVがあって、それが深刻な問題であれば、地裁の保護命令だとか児童相談所との関わり等が問題になるのではないですか。

（学識経験者委員E）

児童相談所というのは中央福祉相談センターという名称の建物の中にあ

り、女性福祉相談所も併設されています。配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の第3条にあるように女性福祉相談所が配偶者暴力相談支援センターの業務をすることになっており、そこで被害者の相談等を受けることになっています。保護命令に関しては、具体的な身体への加害であるとか、生命、身体に関わる脅迫等の物的な証拠を添えて保護命令の申立てをすると、地裁で審理され保護命令が出されるということになりますが、それも含めて背景の中に、暴力があるというのが、先程の暴力を動機として申立てをした件数だと思います。更に、児童虐待に関連して、配偶者へのDVを子どもがいるのに行うことは心理的虐待であると児童虐待防止法にあり、それについては児童相談所が調査、相談にのるということになります。

(学識経験者委員B)

調停は必ず夫婦が会わないといけないものですか。会わないまま調停を進めることはできないのですか。

(委員長)

本来は身分関係の調停なら本人の意思確認が必要なので同席の方がいいのですが、同席では不都合な調停の場合には、別々に意思確認をすることもあります。

(学識経験者委員H)

家裁の当事者への働きかけについては分かりましたが、疑問が二つあります。一つは調停に関わる調停委員、裁判官等の安全の確保はどうなっているのか、調停後に当事者と街でばったり会うということもあると思うと、裁判官等が逆恨みされることもあると思うので、そういうことに対して裁判所がどのような仕組みを構築しているのでしょうか。もう一つは、DV事案では裁判所の中ではいろいろな配慮があって、被害当事者の保護は可能だと思うのですが、裁判所を出てしまった後はお手上げです。裁判所としては、当事者に対し、そういうものなのだと理解してもらわないといけないと思うのです。そうしないと当事者は何でも裁判所でしてもらえんと思ってしまうので、裁判所でできることはどこまでかを理解してもらうことが重要だと思っているのですが、そこを裁判所はどのように考えている

のですか。

(学識経験者委員 G)

今まで、どのように身の安全を守るかということが協議されたことはありませんでしたし、身の危険を感じるような事件もありませんでした。ただし、当事者が刃物を持っていたと調停の後で分かったことはありましたので、可能なら、録音の問題もあるので、待合室にロッカーか何かを置いてもらってそこに荷物を入れてもらい、筆記用具など必要なものだけを調停室に持って入るようなことができれば安心かなと思っていますが、裁判所の方からは難しいと言われていています。

(委員長)

危害を加えるかもしれないという情報は、どこから得るのでしょうか。

(学識経験者委員 G)

申立書からですが、申立書というのは感情が極まったときに書かれていることが多いので、非常にナーバスになっていて、実際に立ち会ってみると大げさに書かれているという場合も多いですが、初めは暴力がひどいのではないかととらえざるを得ないのです。

(委員長)

いよいよ危険な事件だということだと、裁判所としてはどのような工夫をしているのでしょうか。

(裁判所出席者)

DV事案に関する対応の前提として、申立時、受付時に配慮の必要の有無を確認し、更に申立書だけでは分からないような場合には電話で連絡を取って確認することもあります。また、危険性がかなりあるという場合には、調査官による事前調査を実施し、調停期日の前に情報を整理するという指示が出る場合もあります。そういうことも含めて、裁判所としては、DVに関して問題が発生しないように配慮しています。それでも相手方がどのような心情で調停に臨んでくるのか分からない部分があるので、その心情を推測しながらケアすることが必要なのですが、物理的な配慮や調査官の立会い、もっと危険性が高ければ事情を聴くだけのときは別々の期日を設定する場合があります。

(学識経験者委員 G)

現実には大変な案件では 2 人の調査官に立ち会ってもらったり，廊下や階段などに職員を配置してもらっていました。

(学識経験者委員 C)

D V というと体の痛みと心の痛みの二つの問題があると思います。体の痛みの問題ということだと加害者から被害者への直接的な暴力ということでは理解できると思いますが，心の痛みの問題だと加害者から被害者への脅迫など言葉の暴力が一つありますし，もう一つは，例えば，子どもを「だし」に使う等，相手方の弱みにつけ込んで，自分の主張を通そうとする言葉の暴力もあると思います。そのような場合，非常に相手方の心の傷が大きいと思うのですが，心の痛みの問題と体の痛みの問題を調停において，どのくらいのバランスで考えているのか教えてください。

(学識経験者委員 G)

一概には言えませんが，どちらかと言えば，心の問題の方が大きいと思います。子どもへの被害の話が出てきたら，児童相談所と連携を取る態勢ができていないのでしょうか。男性が相手方になるケースが多いのですが，調停をしていると，女性側の言葉の暴力という問題も案外大きな問題として出てくるのです。男性も暴力を振るったりアル中だったり，病気ではないかと思うときもあるのですが，離婚問題で来ていると，女性をどのように暴力から守って離婚に持って行くかということに調停委員は考えがいきがちなのですが，ふと冷静になると，男性のケアは誰がしてくれるのか，子どもの面会交流という問題も出てきますし，加害者のケアをする人のネットワークができて，加害者も保護して，その後の子どもとの関係がうまくいくようなネットワークができればいいなと思いながら，調停を終えることもあります。

(学識経験者委員 E)

例えばアルコールの問題，介護の問題，不安定な就労の問題等，家族や個人が背景に様々な困難な問題を抱えている中で，児童虐待や D V が表面化し，それをケアするのが子どもなら児童相談所，女性なら女性相談所，調停なら家庭裁判所と切り分けてやっても，うまくいかない場合が多くあ

るので、調停をする中でネットワークが組めればいいと思います。一方で個人情報保護法があるので、本人の同意を前提にネットワークを構築したり、あるいは同意がなくても、ただし書き条項をうまく組み合わせて連携していけたらと思います。

2 次回の話題事項

(委員長)

次回の話題事項については、協議の上、「少年審判の被害者傍聴制度等の運用状況とその在り方」及び少年事件との関わりの中で「家裁と新潟における他の機関との連携について」協議することに決定

第3 次回期日

平成23年11月28日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	高野芳久
学識経験者委員	稲田裕之
同	小林敬
同	佐々木優共
同	佐藤たづ子
同	田代健一
同	富山道郎
同	細野照子
同	南方暁
同	宮島英雄
同	渡辺隆
法曹委員	田代政弘
同	土屋俊幸
同	三上乃理子

(2) 欠席者

学識経験者委員	吉川美貴
---------	------

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	寺村隼人
首席家庭裁判所調査官	佐藤祐一
家事首席書記官	寺尾順治
少年首席書記官	山本嘉
次席家庭裁判所調査官	中島幸治
事務局長	有竹茂一
事務局次長	柳谷守昭